

第 15 号

財産の処分について

財産を次のように処分することとする。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

処分する財産の表示			処分の相手方	処分の目的	処分の予定価格
区分	所在地	面積			
土地	上益城郡益城町大字小谷字中高遊 1193番 12	30,045. 74平方 メートル	淀川ヒューテック株式会社	工業用地	450,686,100 円

(提案理由)

くまもと臨空テクノパーク用地の一部を工業用地として処分する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。